

化学物質審議会の審議状況等について

(令和5年2月～令和6年1月)

1. 化学物質審議会 体制図



2. 各部会の審議状況

(1) 審査部会

① 審議事項

主に化学物質の性状に基づいて判断する次の事項について、調査審議を行う。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係

- ・ 第一種特定化学物質の指定
- ・ 監視化学物質の指定
- ・ 新規化学物質の判定

※平成31年1月10日、化学物質審議会決定により、化管法関係の審議事項を安全対策部会に移管。

② 構成員（令和6年1月31日現在）

部会長	東海 明宏	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 教授
	宇野 誠一	国立大学法人鹿児島大学水産学部附属海洋資源環境教育研究センター 教授
	木村 信忠	国立研究開発法人産業技術総合研究所環境安全本部環境安全部 部長
	金原 和秀	国立大学法人静岡大学大学院工学領域 教授
	高橋 かより	国立研究開発法人産業技術総合研究所物質計測標準研究部門 主任研究員

③ 開催状況

令和5年：3月27日、4月24日、5月19日、6月16日、7月21日、
9月15日、10月20日、11月17日、12月15日

令和6年：1月16日

※薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会（厚生労働省）及び中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（環境省）との合同開催。

④審議結果

(a) 第一種特定化学物質の指定

- 令和5年7月21日に行われた本部会において、メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の第一種特定化学物質への指定について審議を行い、メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328を第一種特定化学物質として指定すべきとの判定がなされた。
- 令和5年12月15日に行われた本部会において、PFOA関連物質等の第一種特定化学物質への指定方法について審議を行い、PFOAの異性体又はこれらの塩及びPFOA関連物質を第一種特定化学物質として指定すべきとの判定がなされた。また、PFOA関連物質のうち、ペルフルオロオクチル=ヨージド及び8：2フルオロテロマーアルコール以外のPFOA関連物質については、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めることが了承された。

(b) 新規化学物質の判定に係る審議状況

(単位：件)

		令和3年度	令和4年度
審査部会における審議件数 (※1)		328	352
判定結果の通知件数 (※2) (同一物質を含む。)	第4条第1項第1号	0	0
	〃 第2号	8	27
	〃 第3号	1	6
	〃 第4号	41	27
	〃 第5号	136	154
	〃 第6号	0	0
	第5条第1項 (低生産)	136	158
	合計	322	372
うち、特定新規 化学物質に係る 通知件数	第2条第8項第1号 (人健康影響)	0	7
	〃 第2号 (生態影響)	3	2

(※1) 当該年度内に審議した新規化学物質の件数。

(※2) 当該年度内に発出した判定通知の件数。

⑤今後の予定

毎年10回の開催を予定している。

(2) 安全対策部会

① 審議事項

主に化学物質の性状並びに製造・輸入・使用の状況、環境排出量及び環境残留量等を総合的に勘案して判断する次の事項について、調査審議を行う。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係

- ・ 第一種特定化学物質使用製品の指定
- ・ 第一種特定化学物質の例外使用用途の指定
- ・ 第二種特定化学物質の指定
- ・ 第二種特定化学物質使用製品の指定
- ・ 第二種特定化学物質の製造及び輸入制限の必要性の認定
- ・ 監視化学物質・優先評価化学物質の有害性調査の指示
- ・ 監視化学物質・優先評価化学物質の有害性調査の指示に係る報告に基づく判定
- ・ 優先評価化学物質の指定

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）関係

- ・ 第一種指定化学物質の指定
- ・ 第二種指定化学物質の指定

② 構成員（令和6年1月16日現在）

部会長	東海 明宏	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 教授
	石川 百合子	国立研究開発法人産業技術総合研究所 安全科学研究部門環境暴露モデリンググループ 主任研究員
	小野 恭子	国立研究開発法人産業技術総合研究所 安全科学研究部門社会と LCA 研究グループ 研究グループ長
	北本 幸子	一般社団法人日本化学工業協会 LRI運営委員会 代理委員
	金原 和秀	国立大学法人静岡大学学術院工学領域 教授
	須方 督夫	一般社団法人日本化学工業協会 常務理事
	瀬戸 洋一	日本石鹼洗剤工業会環境・安全専門委員会 委員長
	永井 孝志	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門土壌環境管理研究領域 上級研究員
	林 真実	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事・九州支部長
	村田 里美	国立研究開発法人土木研究所 流域水環境研究グループ 水質チーム 主任研究員
	森田 健	独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター 上席技術専門官

③開催状況

令和5年：9月15日、11月17日

令和6年：1月16日

※薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会（厚生労働省）及び中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（環境省）とのハイブリッド形式による合同開催。

④審議結果

(a) 第一種特定化学物質使用製品及び例外使用用途の指定

- 令和5年11月17日に行われた本部会において、メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328を第一種特定化学物質として指定することに伴い、同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定について審議が行われた。
- 令和6年1月16日に行われた本部会において、PFOAの異性体又はこれらの塩及びPFOA関連物質として指定することに伴い、同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定、法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定及び同法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について審議が行われた。

▶ 法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないもの

化学物質	法第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品
デクロランプラス	<ul style="list-style-type: none">・樹脂に防炎性能を与えるための調整添加剤・シリコーンゴム・潤滑油・接着剤及びテープ・電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブル
UV-328	<ul style="list-style-type: none">・塗料及びワニス・潤滑油・接着剤、テープ及びシーリング用の充填料・プラスチック用紫外線吸収剤
PFOAの異性体又はその塩	<ul style="list-style-type: none">・フロアワックス・撥水撥油加工をした生地・撥水撥油加工をした衣服・撥水撥油加工をしたカーペット・接着剤及びシーリング用の充填料

	<ul style="list-style-type: none"> ・コーティング剤 ・塗料、ニス ・トナー ・洗剤 ・業務用写真フィルム ・耐水・耐油処理をした加工紙 ・半導体の製造に使用する反射防止剤 ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロオクタン酸関連物質	<ul style="list-style-type: none"> ・フロアワックス ・繊維製品用保護剤及び防汚剤 ・撥水撥油剤 ・撥水撥油加工をした繊維製品 ・消泡剤 ・コーティング剤 ・光ファイバー又はその表面コーティング剤 ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

▶ 法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途

化学物質	法第25条に規定する政令で定めるべき用途
ペルフルオロオクチル=ヨージド	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクチル=ブロミド（PFOB）の製造のためのペルフルオロオクチル=ヨージド（PFOI）の使用
8：2フルオロテロマーアルコール	<ul style="list-style-type: none"> ・侵襲性及び埋込型医療機器の製造を目的としたペルフルオロオクチルエチルオキシプロピル=メタクリレート（PFMA）の製造のための8：2フルオロテロマーアルコール（8：2FTOH）の使用

▶ 法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品

化学物質	法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品
PFOAの異性体又はその塩	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロオクタン酸関連物質	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

(b) 第二種特定化学物質の指定及び第二種特定化学物質使用製品の指定

令和5年9月15日に行われた本部会において、優先評価化学物質「 α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)」(NPE)の第二種特定化学物質への指定及び同法第36条第1項に規定する技術上の指針を行う当該化学物質が使用されている製品の指定について審議が行われた。

- 第二種特定化学物質に指定する化学物質
ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)(別名NPE)
- 法第36条第1項に規定する技術上の指針を行う当該化学物質が使用されている製品

化学物質	法第36条第1項に規定する技術上の指針を行う当該化学物質が使用されている製品
ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)(別名NPE)	・水系洗浄剤(水で希釈して使用する洗浄剤)

(c) 優先評価化学物質の指定(一般化学物質のスクリーニング評価)

令和5年11月17日に行われた本部会において、一般化学物質のスクリーニング評価等について審議を行い、人健康影響の観点から7物質、生態影響の観点から6物質が、優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた。

また、生態影響に係る有害性情報を入手することができなかった一般化学物質については、令和6年1月16日に行われた本部会において、試験実施申出があったため、生態影響に係るデフォルトの有害性クラス(有害性クラス1)の適用を保留することとした旨、報告がなされた。

(d) 優先評価化学物質のリスク評価(一次)評価Ⅱ

令和5年9月15日に行われた本部会において、優先評価化学物質(「テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド」)について、令和6年1月16日に行われた本部会において、優先評価化学物質3物質(「テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド」、「N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミド」、「[(3-アルカンアミド(C=8, 10, 12, 14, 16, 18, 直鎖型)プロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート又は(Z)-[3-(オクタデカ

－9－エンアミド) プロピル] (ジメチル) アンモニオ} アセタート」) について、リスク評価 (一次) 評価Ⅱについて審議が行われた。

⑤今後の予定

年に4回程度の開催を予定している。

以上

(参考)

化学物質審議会における諮問・答申一覧（会長が同意した部会決議等）

諮問年月日	答申年月日	件名
R 4. 4. 6	R 5. 2. 2 R 5. 4. 12	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第4条第1項、第2項及び第4項並びに第5条第2項、第3項及び第8項に規定する新規化学物質の判定等に関する化学物質審議会への諮問について
R 5. 4. 10	R 5. 5. 12 R 5. 6. 6 R 5. 6. 30 R 5. 8. 9 R 5. 10. 3 R 5. 11. 7 R 5. 12. 4 R 6. 1. 11 R 6. 1. 31	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第4条第1項、第2項及び第4項並びに第5条第2項、第3項及び第8項に規定する新規化学物質の判定等に関する化学物質審議会への諮問について
R 5. 6. 28	R 5. 8. 9	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質の指定に関する化学物質審議会への諮問について
R 5. 9. 8	R 5. 12. 27	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第3項等に規定する第二種特定化学物質に関する化学物質審議会への諮問について
R 5. 10. 30	R 5. 12. 26	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第24条第1項に規定する第一種特定化学物質使用製品に関する化学物質審議会への諮問について
R 5. 11. 15	R 6. 2. 15	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第5項に規定する優先評価化学物質の指定に関する化学物質審議会への諮問について
R 5. 12. 11	R 5. 12. 26	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に

諮問年月日	答申年月日	件 名
		規定する第一種特定化学物質の指定に関する化学物質審議会への諮問について
R 6 . 1 . 10	R 6 . 1 . 30	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第24条第1項等に規定する第一種特定化学物質に関する化学物質審議会への諮問について